

校 訓

勤	明	自
勉	朗	治

自治・・・生徒自ら，自主的に学校生活を運営する

明朗・・・明るく朗らかに，不正や隠し事のない生活を送る

勤勉・・・心身を労して勉学や奉仕活動，部活動に励む

生徒心得

1 礼儀

- 1 名前を呼ばれたときは元気よく返事をする。
- 2 先生や来客にはその場に応じて、会釈やあいさつをする。また、登下校時には気持ちのよいあいさつをする。
- 3 「先言後礼（せんげん ごれい）」を習慣づける。（先にあいさつ、後で礼）
- 4 自分の責任を果たし、他人を尊重するとともに、礼儀を重んじ公共物を大切にす。

2 服装・身なり

1 服装（検討して改定）

【学生服】 更衣の期間は定めない。気候や自分の体調に応じて正しい着こなしをすること。

<男子>

ア 日本被服工業連合組合の定める黒の標準学生服（宇部市児童生徒健全育成協議会の定める基準）とする。必ず、認証マークが入っていること。襟元から下の服が見えないようにする。

イ 冬服の場合、制服の下に着る服は、白・黒・紺・グレーとする。

ウ 男子は制服の下はカッターシャツが望ましい。（式典等はカッターシャツを着用）

エ 夏服の場合は、白の半袖開襟シャツ，半袖カッターシャツ，学校指定のポロシャツのいずれかとする。肌着は白系統とする。（ワンポイントも可）

<女子>

ア 紺のセーラー服およびひだスカートとする。ネクタイは学校指定のエンジ色の三角スカーフとする。

イ 夏服の場合は、白の半袖セーラー服または学校指定のポロシャツとする。ネクタイは同様である。肌着は白系統とする。（ワンポイントも可）

ウ 冬服の場合、制服の下に着る服は、白・黒・紺・グレーとする。

【ベルト（男子）】

ア ベルトを必ず着用する。（色は黒・紺色に限る）

イ バックルは華美でないもの、ベルト穴は1列のものとする。

【靴下】 白色もしくは黒色（ワンポイントも可，ラインは不可），くるぶしが隠れる長さとする。

【上履き】 学校指定のサンダルとする。学年により色が異なる。

【下履き】

ア 白を基調（全体の2／3以上が白）とした運動靴とする。靴紐は白色に限る。（マジックテープも可）体育の時間に使用できるものとする。

イ ハイカットやミドルカットは禁止とする。

【防寒着】 防寒着の着用期間は，気候に合わせて知らせる。

（防寒着については別紙資料を配付する。）

2 頭髪（検討予定）

中学生らしいさわやかな頭髪とする。眉も自然なものとし、加工はしない。染髪やパーマ、カールは禁止とする。整髪料の使用も禁止する。

<男子>

- ア 耳や眉にかからない程度の長さとする。
- イ 左右非対称な髪型や一部分を刈り上げた髪型は禁止とする。
- ウ ツーブロックやソフトモヒカン系も禁止とする。

<女子>

- ア 髪が肩にかかる場合は、髪を結ぶ。（ゴムの色は黒・紺・茶色）
- イ 髪を結ぶ場合は、頭部上方ではなく、耳よりも低い位置で結ぶ。
- ウ 前髪が目にかからないように短く切るか、ピンで止める。
（ピンは大きすぎないものを使用し、色は黒・紺・茶色とする）

3 通学用バッグ

- ア 形や種類は特に規定していないが、教科書などの勉強道具や体操服などの着替えが入るものとし、色は黒や紺系などの単色が望ましい。なお、派手なアクセサリ類などはつけないようにする。
- イ 校外学習や高校入試・就職試験などに持って行けるものを日頃から使用すること。

3 交通

- 1 交通マナーを守り安全に注意する。
- 2 通学路を通り、家庭にもその道順を知らせておく。
- 3 自転車通学は許可願いを提出し、自転車点検後に許可を受ける。
交通違反があった場合は、罰則や許可の取り消しを実施される。
- 4 自転車通学生は、登下校時には、ヘルメットおよび反射タスキを着用する。休日の部活動の際も同様である。
- 5 7時45分以降の登校とし、最終下校時刻を守って帰宅する。
- 6 登下校中に万一事故に遭った場合は、警察および学校に連絡をする。
- 7 徒歩通学の生徒についても、登下校時に反射タスキを着用すること。

4 登下校

- 1 始業時間に遅れたら遅刻とする。
始業前に黙想をするため、5分前までに登校をし、入室しておく。

※部活動の朝練習を削除

- 2 登校開始時刻と最終下校時刻
 - ・登校開始時間・・・7時45分以降（それまでは登校しない）
 - ・校舎解錠時間・・・8時00分
 - ・最終下校時刻・・・基本的には16時55分

なお、部活動の活動時間延長期間中（大会等の2週間前から）は1時間まで活動時間を延長することができるが、時期により最終下校の時間帯が変更となる。

- 3 欠席や遅刻の連絡は7：40～8：00までの間に保護者が行うこととする。

また、あらかじめ欠席や遅刻、早退することが分かっている場合は、保護者または本人が学級担任に連絡をすること。

5 学習

- 1 時間を大切にし、自主的に学習に取り組む。
- 2 授業開始2分前着席，1分前黙想を実施する。テスト時は3分前着席を心がけ，時間いっぱい問題に取り組む。
- 3 学習に不要な物品を学校に持参してはならない。
- 4 タブレット端末はルールを守って使用すること。（ルールについては別紙資料を配付する。）
- 5 他学年のフロア，他クラス，用事のない教室には入らない。

6 校外生活（宇部市健全育成より）

- 1 校外で過ごす場合（学校の活動以外）も，西岐波中学校の生徒としての自覚と誇りをもって過ごすこと。
- 2 地域の一員としての自覚をもって行動すること。
 - ・地域の行事やボランティア活動に積極的に参加する。
 - ・地域のルールに従って活動する。特に，地域の公園や遊具，運動施設ではルールを守ること。
- 3 生徒同士で飲食店やゲームセンター，カラオケボックス，ボウリング場などの遊技場に行かない。行く場合は，必ず保護者同伴のこと。
- 4 保護者同伴の場合を除き，外泊をしない。保護者の同意があった場合も，同伴でなければならない。
- 5 法律に違反するようなことは絶対にしない。（タバコ，お酒，薬物，万引きなど。）道路交通法を守り，2人乗りや無灯火運転，並進など，危険な自転車運転をしない。

図書館のきまり

- 1 図書館内では静かに過ごし，本の整理整頓に心がける。
- 2 本の貸し出しは，図書委員の指示に従い，返却期日を必ず守る。
- 3 読書の記録をするようにする。

体育館使用上の注意

- 1 体育館内では飲食は禁止とする。
- 2 体育館シューズは体育館フロアに入ってから履く。体育館シューズを履いたままフロアから出ない。
- 3 施設や道具は大切に使い，整理整頓を心がける。
- 4 体育館正面玄関内には下足で上がらない。玄関正面階段上部（赤色ライン）で下足を脱いで入館する。側面通路も下足で通行しない。
- 5 行事や各種集会等で体育館に入館する場合，フロアに保護シートが敷かれている場合はサンダルのまま，保護シートがない場合はサンダルを脱いで靴下のまま入館する。
- 6 体育館は使用時以外施錠しており，使用の際は教職員が解錠する。生徒が解錠する場合は，教職員の指示があったときのみとする。

各種届出について

※欠席・遅刻・早退の連絡を削除。登下校のところに転記。

- 1 体育や校外活動で見学する場合は、『諸届・許可欄』に記入し，担当の教員に必ず提出すること。
- 2 忌引の期間は次のとおりとなる。

ア 父母	7日	イ 曾祖父母・祖父母（同居）	5日
ウ 兄弟姉妹	3日	エ 叔父，叔母，別居の祖父母	3日
- 3 学生割引乗車券（学割）の発行希望がある場合は，早めに事務室で申込み手続きをすること。

生徒会の組織

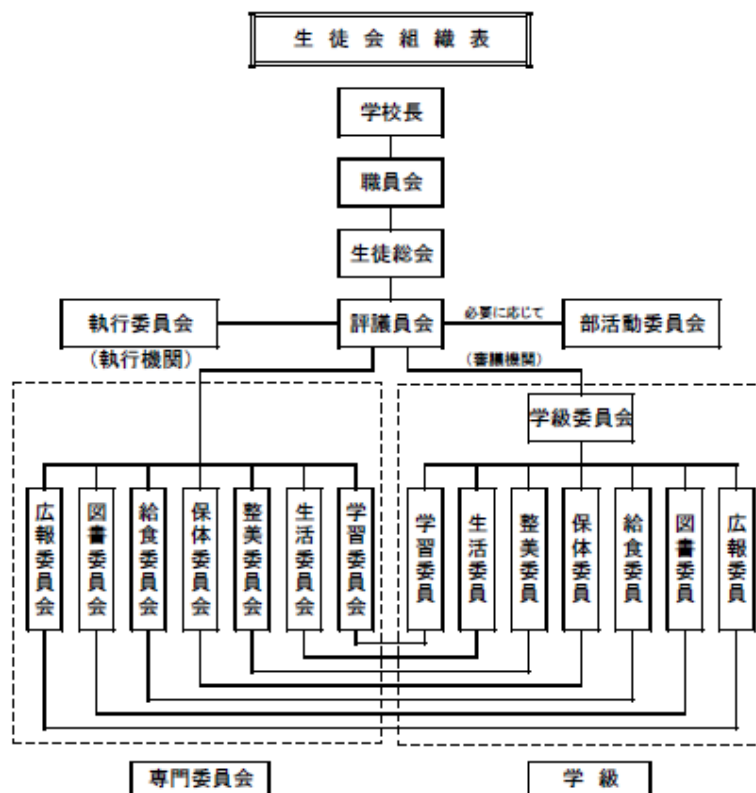
組織の中心となる機構は，「生徒会組織表」に示す通り，生徒総会（最高の審議機関），評議員会（代表による審議機関），専門委員会（主として活動機関），執行委員会（全体にわたる執行機関）等である。

1 各委員会の構成

- (1) 執行委員会 全校生徒に投票により選出された4名
- (2) 評議員会 執行委員，各学級委員，各専門委員長，部活動の部長（必要に応じて）
- (3) 専門委員会 各学級から選出して次の専門委員会を構成する
 - ①学習委員会（1名）
 - ②生活委員会（男女各1名）

- ③整美委員会（1名） ④保体委員会（男女各1名）
- ⑤給食委員会（1名） ⑥図書委員会（1名）
- ⑦広報委員会（1名）

2 生徒会組織表



3 各委員会の活動

(1) 執行委員会・・・(会則第5章第20条)

(2) 評議員会・・・(会則第6章第26条)

(3) 学級委員会

○活動のねらい

学級をまとめ、よりよい学級づくりに努める。

○活動の内容

- ・ 専門委員と協力して、自治的な学級会づくり
- ・ 評議員会，その他審議機関に出席，学級の意見の提出，学級への決議事項の報告
- ・ 学級委員会を開いて問題検討 ・ 学級担任との諸連絡

(4) 専門委員会・・・(会則第7章第29条)

①学習委員会

○活動のねらい

- ・ みんなが落ち着いて学習できるように配慮し，全校生徒の学習向上を図る。
- ・ 学習行事の運営を通して，幅広く，ゆとりのある学習を奨励する。

○活動の内容

- ・学習に関する学級への連絡，準備，指導　・学習態度の指導
- ・学習に関する行事の運営

②生活委員会

○活動のねらい

- ・生徒一人ひとりが中学生としての秩序を守り，安全に対する認識を持つように指導する。

○活動の内容

- ・服装，所持品，言葉遣いなどの指導　・危ない遊び，行動の防止
- ・交通安全に関すること（自転車点検や駐輪場整備など）

③整美委員会

○活動のねらい

- ・全校生徒が環境美化について，関心をもつように働きかける。

○活動の内容

- ・掃除の計画，組み分け，掃除用具の管理および修理検査，掃除状況の反省，花壇の整備

④保体委員会

○活動のねらい

- ・衛生的な学校環境を整える。　・体育行事等の企画，運営，活性化
- ・健康安全，管理についての意識を高めさせる。

○活動の内容

- ・衛生検査，保健統計　・健康観察の実施，身体異常者の届け出
- ・体育行事の企画，運営　・体育用具の管理

⑤給食委員会

○活動のねらい

- ・給食時間の温かな雰囲気づくり
- ・給食に関する指導活動（運搬，配膳，返却，衛生面の指導）

○活動の内容

- ・給食準備と後始末の指導　・手洗い，食事作法の指導
- ・給食室での月当番活動　・給食用具の管理，給食に関する調査

⑥図書委員会

○活動のねらい

- ・図書室の運営を通して，読書活動を推進する。

○活動の内容

- ・図書室の運営（本の貸し出し，返本事務整理，読書態度の指導）
- ・朝読書の指導　・読書調査統計

⑦広報委員会

○活動のねらい

- ・正確な報道により，みんなの学校生活を円滑にする。
- ・美しく効果的な掲示により，情報共有と学校環境を整える。

○活動の内容

- ・校内放送の実施，放送を聞く態度の指導
- ・掲示物，展示，背面黒板の利用などの研究工夫

西岐波中学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会は，西岐波中学校生徒会という。

第2条 この会は，西岐波中学校に在学している生徒によって構成される。

第3条 この会は，校長以下各職員の助言と指導のもとに，生徒の自主的精神にもとづいて，相互の協力により学校生活および社会生活をよりよいものとし，将来よりよき社会人として活動できる素地をつくることを目的とする。

第2章 組織

第4条 この会は，前条の目的を達成するため下記の機関をおく。

生徒総会 学年総会 評議員会 執行委員会 専門委員会 部活動

第3章 生徒会役員

第5条 この会は，下記の生徒会役員をおく。

生徒会会長1 生徒会副会長2 生徒会書記3 専門委員長7

第6条 選挙については，西岐波中学校生徒会役員の選挙細則に定める。

第7条 生徒会役員の任期は任命式の日より一年間とする。ただし，欠員が生じた場合には前条の役員選挙の次点をもってこれにあて，任期は前任者の残任期間とする。

第8条 専門委員は学期ごとに各クラスより選出する。任期は一期間とする。

第9条 役員は原則として生徒集会における任命式実施日に，その任につく。

第10条 生徒会会長は生徒総会，評議員会，専門委員会，執行委員会，部活動委員会を招集する。

第11条 生徒会副会長は生徒会会長を助け，生徒会会長に事故があるときはその会務を代行する。

第12条 評議員会の議長は，評議員の互選により選出する。

第13条 書記は生徒総会，評議員会，執行委員会，専門委員会，部活動委員会の議事録およびこの会に必要な記録をとり，決議事項，会議の内容および生徒会活動に関する重要事項の連絡，報告，掲示をして全会員に知らせる。

第4章 生徒総会

第14条 生徒総会はこの会の最高議決機関であり，原則として年1会開く。

第15条 生徒総会の決議は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第16条 総会は本会の会員の3分の1以上の要求および評議員の3分の2以上の発議と

学校長の要請があったときは臨時に開くことができる。

第 17 条 総会が行う仕事は次の通りである。

- (1) 専門委員会の活動状況の報告
- (2) 年間行事，努力点および要望事項の決定
- (3) 会則および生徒心得の改正
- (4) その他重要事項の決定

第 5 章 執行委員会

第 18 条 この会は生徒会役員をもって執行委員会を構成する。

第 19 条 執行委員会は学校自治活動の推進力となり，生徒会の企画運営にあたる。

第 20 条 この会は，次の仕事をする。

- (1) 生徒総会の企画運営
- (2) 生徒会活動の具体案の作成
- (3) 総会，評議員会決定事項の執行
- (4) 生徒集会の企画運営
- (5) 生徒会活動の調整および促進
- (6) 生徒会活動における予算案作成
- (7) その他学校との連絡，交渉

第 21 条 生徒会（各委員会を含む）に関する一切の議案は原則として執行委員会に提出しなければならない。

第 22 条 執行委員会は原則として評議員会の終了後，専門委員会のもたれる前日までに開く。

第 23 条 執行委員会は評議員会，専門委員会に出席する。したがって，他のいかなる委員も兼ねることができない。

第 6 章 評議員会

第 24 条 評議員会は生徒会の審議決定機関として生徒総会に次ぐものであり，執行委員，各専門委員長，学級委員で構成し，必要に応じて各部活動の部長を加えることができる。会は3分の2以上の出席により成立する。

第 25 条 この会は原則として毎月1会開く。

第 26 条 この会は，次の仕事をする。

- (1) 努力点，要望事項の審議決定，実行方法の検討
- (2) 各専門委員会の活動の調整
- (3) 総会で決議されたことで，具体策の必要な場合の審議決定
- (4) その他必要事項および総会で委任されたこと

第 7 章 専門委員会

第 27 条 評議員会はその任務を遂行させるために次の各専門委員会をおく。

- (1) 学習委員会
- (2) 生活委員会
- (3) 整美委員会
- (4) 保体委員会
- (5) 給食委員会
- (6) 図書委員会

(7) 広報委員会

第 28 条 各専門委員会は各学級より選出された者により構成される。

第 29 条 各専門委員会の仕事はその専門委員会で決定した仕事および執行委員会、評議員会、生徒総会で決められたことを活動にうつし徹底をはかる。

第 30 条 各専門委員会の定例会議は毎月 1 回を原則とする。

第 31 条 委員の任期は一期間とし、再選はさしつかえない。

第 8 章 学年総会

第 32 条 必要に応じて学年委員長をクラスの学級委員の互選により選出し、任期は一期間として再選はさしつかえない。

第 33 条 学年総会は学年全体に関する審議事項が生じた場合に会合をもつことができる。

第 9 章 部活動委員会

第 34 条 部活動委員会は各部活動の部長により構成される。

第 35 条 委員会の仕事は学校で定められた部活動の規則を厳守させる。

第 36 条 評議員会への出席は部活動の諸問題や部活動に関連した審議事項が生じた場合とする。

第 10 章 先生とのつながり

第 37 条 生徒総会、各委員会は先生方の指導、助言を受ける。

第 38 条 生徒総会、評議員会で決定されたことは職員会で審議し、学校長の承認を得なければならない。

第 11 章 改正

第 39 条 この規定を改正するときは評議員会の 3 分の 2 以上の賛成で発議し、生徒総会の承認を受けなければならない。

第 12 章 補則

第 40 条 この規定は、細則をもつことができる。

第 41 条 この会則は、平成 4 年 4 月 1 日に施行される。

西岐波中学校生徒会役員選挙細則

第 1 章 選挙管理委員会

第 1 条 生徒会役員選挙の業務一切を行うために選挙管理委員会を設ける。

第 2 条 選挙管理委員会は学級より男女各 1 名（ただし、執行委員、専門委員長は除く）を選出し構成する。

第 3 条 この会は、委員長 1、副委員長 1 をおくこととする。

第4条 委員長，副委員長は委員の互選による。

第5条 本委員会の行う業務は次の通りである。

- (1) 生徒会役員選挙に関する告示
- (2) 立候補受付，立候補者氏名公示
- (3) 選挙人名簿作成，閲覧
- (4) 候補者立会演説会の開催
- (5) 投票所の設備，必要書類の作成および一切の選挙業務
- (6) 開票，当選者決定および告示
- (7) その他必要な事項

第2章 役員選出

第6条 執行委員は全生徒の公選により4名選出する。ただし，1年生は1名までとする。

第7条 生徒会会長・副会長・書記は顧問教員立ち会いの上で執行委員4人による相互で選出する。

第8条 のぞましくない選挙運動が行われたときは，選挙管理委員会が注意指導する。使用するポスターは選挙管理委員会が与える。

第9条 執行委員の満期は1年とし，改選は12月とする。

第10条 専門委員長は執行委員会が推薦する。

第3章 補則

第11条 投票の結果同数の場合は単記無記名で決戦投票を行う。

第12条 選挙管理委員が執行委員に立候補する場合は，後任者を決定し選挙管理委員会に辞退届を提出する。

第13条 学級の専門委員が生徒会役員に立候補し，当選した場合は補欠選挙によりその専門委員を補う。

防寒着等の着用について

徐々に気温が下がってきました。そこで、防寒着の着用についてお知らせします。ルールを守り使用してください。

- 1 許可期間 ○月○日(○)から3学期末を予定しています。
天候の変化等で、変更がある時には、お知らせをします。

2 登下校時

- (1) カーディガン(女子)・ジャンパー・ウィンドブレーカー・コート類の着用を認めます。
*ジャンパー、コート類は、**通学用の防寒具としてふさわしいもの**でかさばらないもの(保管場所がないため)を着用してください。
また、色は特に指定しませんが、**派手な色や目立つ柄物**は避けてください。
*部活動で使用しているものを着用しても構いません。
*高価なものをわざわざ購入しないでください。
*安全タスキを着用するなど安全に配慮した登下校をお願いします。
- (2) 手袋、マフラー、ネックウォーマーも使用しても構いませんが、高価で、華美なものにならないようにしてください。マフラーについては、長すぎるものや、華美なものについては使用しないでください。また、自転車通学生は危険防止のため、マフラーを長く垂らさないように巻くか、使用を控えてください。
*イヤーマフラー(耳あて)は周囲の音が聞こえにくくなるので禁止です。

3 校内生活

- (1) **防寒具の着用は登下校時のみとし、校内生活では着用しないでください。**
(病気の場合には配慮することもあるので、担任と相談してください。)
*屋外の掃除等、防寒着の着用を許可する場合は別に指示します。
- (2) 女子のカーディガンは校内でも着用しても構いません。色は**黒色**または**濃紺**です。
*丈の異様に長いもの、袖幅の広いもの、柄編みは不可です。
***名札はきちんとカーディガンの上につけてください。**
- (3) 女子のタイツ・レギンスは、黒としてください。靴下を着用してください。

4 その他

- (1) **使い捨てカイロには記名をし、必ず家に持ち帰って処分してください。**
(2) リップクリームの使用は、無色・無臭のものに限ります。

生徒用タブレット端末の使い方のルール

宇部市立西岐波中学校

○ 学習用端末の家庭や学校での使用・管理について

1 タブレットを使う目的

- タブレットは、授業中や家庭での学習活動のために使うことが目的。ゲームや学習に関係ない動画の閲覧等、学習内容に関わることを以外に使用しない。

2 使用場所と時間

- 学校と自宅以外の場所で使用しない。ただし、学習活動に必要な場合に限り、上記以外の場所で使用してもよい。

3 学校・家庭で使用するとき

- 学習以外のことに使用しない。
- 授業以外で使用する場合は、事前に先生の許可を得て、先生の監督のもとで使用する。
- 学習に必要な検索・閲覧は行わない。
- アプリをインストールしない。
- カメラ機能は指示がないときは使わない。
- 写真や動画は編集しない。

4 個人情報について

- タブレットを他人に貸さない。使用させない。
- ソフトウェア(OS)をダウンロード、アップロードすることは禁止する。
- 自分や他人の個人情報は、インターネットにあげない。
- 危険だと思われるサイトに入ってしまったときは、保護者と学校に知らせる。

5 機器について

- タブレットのデスクトップのアイコンの並び方や位置、マウスカーソルの形状、背景の画像、色等の設定は変更しない。
- 破損、故障、紛失のときは、速やかに学校に連絡する。
- ウイルスの感染防止のため、生徒用タブレット端末は他の機器などに接続しない。
- 毎日持って帰り、充電してもってくる。

6 使用の制限について

- 「生徒用タブレット端末の使い方のルール」が守れないときは、タブレットの使用を制限することがある。

以上のことに注意しながら、貸し出されているものということをお忘れず使用していきましょう。

連絡・証明欄 (家庭⇔学校)

月 日	事 柄	保護者印 担任印
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

連絡・証明欄 (家庭⇔学校)

月 日	事 柄	保護者印 担任印
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

※特別な連絡や体育の見学証明の際に利用しましょう。また、書かれている内容を、直接担任や担当の先生に見せて伝えましょう。

校 歌

♩ = 120

う つ み の け し - き ま - え - に し て の び
ゆ く い の - ち は - ぐ - く め と あ か
る い か - ぜ の ふ - く と こ ろ き ん
ば の お か - に け ん じ た つ こ -
れ そ に し き わ ち ゆ う - - が っ - - こ う

西岐波中学校 校歌

一、
内海の景色 前にして

のびゆく命 はぐくめと

明るい風の 吹くところ

錦波の丘に 健児たつ

これぞ 西岐波中学校

二、
明けゆく平和の 空はれて

文化の花の 咲く学園

世界の園にも つづく道

こぞつておこそう この道を

われら世紀の 血はおどる

三、
校風高く いやましに

唯一すじに 日の本の

栄えの道に 競いたつ

若き生命を 培わん

これぞ 西岐波中学校